

秋田県週休2日制工事に関する水産漁港課運用

秋田県週休2日制工事実施要綱（以下「要綱」という。）における、水産漁港課の運用を次のとおり定める。

要綱第2条関係（定義）

- 1 要綱第2条(2)の「現場閉所困難工事」は、下記の例を想定しているが、選定にあたっては工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

＜現場閉所困難工事の例＞

- ・漁港等の公共性のある施設の維持管理工事等、緊急性が高く、休日（土日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇）に作業が必要な工事（通年維持工事等）
- ・社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事（交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事、連続施工せざるを得ない工事（シールド、ニューマチックケーソン工事等））

- 2 要綱第2条(3)の「別に定める期間」とは、次の①から④までの期間とする。

- ①工場製作がある場合は、本工事の工場製作のみが行われている期間
- ②工事全体を一時中止している期間
- ③夏期休暇3日間、年末年始休暇6日間
- ④余裕期間工事の場合は、当初契約締結の日から工事着手日前日までの期間

要綱第3条関係（休日）

- 1 現場閉所の確認方法

発注者は、受注者に対し、別紙2-1「履行報告書」に別紙2-2「勤務状況確認表」を添付したものを提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

なお、週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

- 2 交替制の確認方法

発注者は、受注者に対し、別紙3-1「履行報告書」に別紙3-2「休日状況確認表」を添付したものを提出させるものとする。最終月においては、工事完成届とともに提出させるものとする。

なお、交替制の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

- 3 受注者の責によらない事象への対応

週休2日制工事実施にあたり、受注者の責によらない災害対応や現場条件、気象条件の変化等により週休2日の確保が難しいと想定される場合は、受発注者間で協議のうえ、該当期間を対象外とするなど、週休2日の推進のため、柔軟に対応すること。

ただし、完全週休2日（土日）または完全週休2日交替制ともに、やむを得ず対象外とする期間を設定する場合であっても、必要最小限の期間とするものとし、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取組めるよう、休日確保に努めること。

【受注者の責によらない現場条件・気象条件等の具体例】

- ・発注者が想定している猛暑、降雨日等の日数を上回る場合
- ・暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な気象
- ・工事用地等の確保ができず、施工できない場合・設計図書と実際の施工条件の不一致又は設計図書の不備等が発見され、施工を続けることが不可能となる場合（工法や仮設計画の見直しのための工事の中断を含む）
- ・文化財調査、反対運動等の外的要因により、施工ができない場合
- ・関連工事との調整により施工ができない場合

要綱第4条関係（対象工事及び発注方式）

（漁港工事における対象工事及び発注方式）

- 1 発注者は、全ての工事を対象に、月単位の週休2日工事（発注者指定型）により発注することを原則とする。
- 2 発注方式は、以下の表のとおりとする。なお、現場閉所困難工事については、受注者希望型において、週休2日又は交替制による取組ができるものとする。

◎：原則、○：選択

分類 選定要件	指定の有無	月単位の週休2日 （現場閉所）	月単位の週休2日 （交替制）
現場閉所が 可能な場合	発注者指定型	◎	—
現場閉所が 困難な場合	受注者希望型	○	○

- 3 受注者希望型において、受注者は施工計画書の提出前に、週休2日又は交替制の実施の可否について監督職員と協議するものとする。
- 4 発注者は、特記仕様書及び現場説明書（条件明示）に、週休2日制工事であること（発注者指定型又は受注者希望型）を明示するものとし、記載内容は別紙1－1のとおりとする。
- 5 要綱第4条第2項の「週休2日制工事の継続が適当でないと判断した場合」とは、当該週休2日及び交替制工事の現場が被災した場合など、週休2日及び交替制を実施することが困難又は不適切であると所属課所長が判断した場合とする。

要綱第5条関係（工事成績評定）

- 1 要綱第5条の「工程表」とは、施工計画書に添付の計画工程表のことである。
なお、発注者は、施工計画書の工程表や休日計画表等を確認し、週休2日不履行の判断を行うものとする。
- 2 要綱第5条の【完全週休2日（土日）評価対象項目】「②施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。」について、要綱第3条第1項に基づき休日作業日及び振替休日を監督員に届け出ている場合は、②の対象に含めるものとする。また、③についても同様とする。
- 3 要綱第5条の【完全週休2日交替制評価対象項目】「②施工計画書に定めた基本方針のとおり、休日の確保を行っている。」について、「施工計画書に定めた基本方針」とは、交替制による休日確保のためのルール・仕組みを計画するものであり、対象者や交替勤務のルール、情報共有の方法などを明記したものである。また、③についても同様とする。

要綱第6条関係（工期変更）

- 1 週休2日の達成のみを理由に工期変更はできないものとする。
- 2 工期変更については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン」により判断するものとする。

要綱第7条関係（工事費の積算）

- 1 漁港関係工事における積算は、以下のとおりとする。
 - （1）発注者指定型
当初予定価格は月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乘じるものとする。
なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、その

補正係数を除した変更とし、契約書第 24 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

(2) 受注者希望型

当初予定価格は月単位の週休 2 日の補正係数は考慮しない。

なお、現場閉所及び休日の達成状況を確認後、達成状況に応じて補正係数を変更し、契約書第 24 条の規定に基づき請負代金額を変更するものとする。

(3) 直接工事費及び間接工事費の補正係数は別表 1 による。

要綱第 8 条関係（その他）

1 余裕を持った工期設定を行うこと。

2 発注者は、施工計画書及び実施工程表について、週休 2 日を考慮したものを受注者に提出させるものとする。

3 各種参考様式（別紙 2-1、2-2、3-1、3-2）については、監督職員から現場代理人に提供するものとする。

附 則 この運用は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 9 月 5 日水-640 一部改正）

1 この運用は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

2 この運用による改正後の秋田県週休 2 日制工事に関する水産漁港課運用の規定は、令和 7 年 10 月 1 日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則（令和 8 年 9 月 2 日水-681 一部改正）

1 この運用は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

2 この運用による改正後の秋田県週休 2 日制工事に関する水産漁港課運用の規定は、令和 8 年 10 月 1 日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

(別 表)

別表 1 漁港関係工事における直接工事費及び間接工事費の補正係数

(1) 現場閉所及び交替制

	通期の週休 2 日工事 (4 週 8 休以上)	月単位の週休 2 日工事 (4 週 8 休以上)
共通仮設費率	補正無し	1.02
現場管理費率		1.03

現場閉所率	28.5%以上	28.5%以上
-------	---------	---------

特 記 仕 様 書

第1編 共通編
第1章 総則

項 目（節）	内 容	
第14節 週休 2 日制工事の対象	☐ 発注者 指定型	(1) 本工事は、秋田県週休 2 日制工事（発注者指定型）である。 (2) 実施にあたっては、「秋田県週休 2 日制工事実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に 関する水産漁港課運用」に基づき行うこと。
	☐	
	☐ 受注者 希望型	(1) 本工事は、秋田県週休 2 日制工事（受注者希望型）である。 (2) 受注者は、契約後速やかに、週休 2 日又は交替制の実施の有無について、監督員と協議 すること。
	☐	(3) 実施にあたっては、「秋田県週休 2 日制工事実施要綱」及び「秋田県週休 2 日制工事に 関する水産漁港課運用」に基づき行うこと。

現場説明書（条件明示）

第 2 編 現場説明事項
第1章 条件明示

項 目（節）	内 容	
3 その他条件 (週休 2 日制工事)	☐ 発注者 指定型	(発注者指定型) ・ その他の条件は次のとおりです。 ・ 本工事は、週休 2 日を推進するため、月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）を実施する工 事です。又、本工事は月単位の 4 週 8 休以上の現場閉所を行う前提として補正を行って います。 なお、補正係数については「秋田県週休 2 日制工事に 関する水産漁港課運用」によるも のによります。 ・ 工期内において、月単位の週休 2 日に満たない場合は、現場閉所の達成状況に応じて精 算変更時に上記経費の補正を見直します。4 週 8 休に満たない場合は補正は行いま せん。
	☐	
	☐ 受注者 希望型	(受注者希望型) ・ その他の条件は次のとおりです。 ・ 本工事は、週休 2 日を推進するため、週休 2 日又は交替制を希望する工事です。 なお、週休 2 日の補正は行っていません。
	☐	・ 工期内において、現場閉所及び休日の達成状況に応じて精算変更時に上記経費の補正を 見直します。なお、補正係数については「秋田県週休 2 日制工事に 関する水産漁港課運 用」によるものとしします。